

令和6年度第2回伊達市男女共同参画審議会 会議録

●概要

日 時	令和7年2月5日 10:00～11:30
場 所	伊達市役所 東棟4階 403多目的会議室
出 席 者	藤野会長、山田委員、小野委員、大條委員、遊佐委員、鈴木委員、 浅尾委員、酒井委員、沢田委員、岡部アドバイザー
伊 達 市	未来政策部長 八巻 正広 事務局 協働まちづくり課長 富田 昭子 協働まちづくり課 課長補佐兼協働推進係長 浅野 和典 協働まちづくり課 主任主事 鈴木 真理
会 議 事 項	1 開会 2 部長あいさつ 3 協議事項 (1) 男女共同参画WEBアンケート調査結果について (2) 市の申請書等における性別記載欄について (3) 審議会等における女性委員の割合について (4) その他 4 閉会

●発言内容等

1. 開会

司 会（協働まちづくり課長 富田）： 開会

司 会： まず始めに、未来政策部長からあいさつ申し上げます。

2. 部長あいさつ

部 長： 令和6年度第2回伊達市男女共同参画審議会の開催にあたり、御挨拶申し上げます。本日お集りの皆様におかれましては、ご多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより、円滑な市政運営のために、様々な分野においてご尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年に策定しました第3次伊達市男女共同参画プランが、今年度で2年目の取組みとなりました。令和6年9月に小学生と男性の保護者を対象とした親子料理体験会、12月に映画上映会を開催する等、市民の皆様の男女共同参画への理解を深めるため、啓発活動を行いました。

本日審議いただきますのは、男女共同参画WEBアンケートの調査の分析、市の申請書等における性別記載について、また、市の各種審議会等における

女性委員の割合について、皆さまにお示しし、ご意見いただきたいと思います。

今後の男女共同参画推進のため、皆様からの忌憚のないご意見を伺いたいと思しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 協議

司 会： 次に協議事項に移りますが、伊達市男女共同参画審議会規則第3条第2項により会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、藤野会長よろしくをお願いします。

会 長： それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。
まず「(1) 男女共同参画WEBアンケート調査結果について」の説明をお願いします。

事務局： ～配布資料の確認、資料1、2を用いて説明～

会 長： ありがとうございます。これについて委員の皆さんから何かご意見・ご質問はございますか？

酒井委員： パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入されたことを知っていますか、という設問がありますが、どういった形で調査を行ったのか。この制度そのものはこういうものだという説明はあったのか。市政だよりなどで周知して行ったものですか。

事務局： 方法としてはWEBアンケートになります。市政だよりでは、「この期間にアンケートを実施しているので回答のご協力をお願いします」といった記事を掲載し、QRコードをスマートフォンなどで読み取るとアンケートの回答ページに飛べるようにしていました。

また、アンケートの中に、パートナーシップ宣誓制度の説明も記載しておりました。

酒井委員： 信憑性がどうなのかと気になります。

会 長： 資料2全体がWEBアンケートの結果となっているので、パートナーシップ宣誓制度の設問だけを個別に聞いているものではありません。

酒井委員： ここで強調しているのが、男女共同の形としてパートナーシップが出てくると解釈しておりました。

事務局： 今回のアンケートは、成果指標の参考値として使用することを目的として、WEB で実施しました。前回実施した令和3年度のアンケート調査は、パートナーシップ宣誓制度の導入前でしたので、本制度についての設問は入っておりませんが、令和6年から伊達市で本制度を導入し、そのことを知っている市民の方がどのくらいいるのか確認したく、今回のアンケート調査に併せて当設問を追加させていただきました。

今回のアンケートの意味合いとしては、成果指標の参考値を確認する、というのが主な目的となります。

酒井委員： 全体的に見て女性の持つ力を大事にしていけないといけない。社会は変わっていくので、それに合わせて女性の意識など大事にしていかなければならない、という傾向にあるというのは大体分かります。

最後の自由記述の部分で様々な方の意見が書いてありますが、これを読むと、皆さん時代の変化に傾倒して色々考えているということが分かります。

やり方としては、ただ数値を並べて、だからどうだということが分からず、信憑性に疑問があります。

意見を書いている方と数値で表れているアンケートに回答した方は同一人物ですか。

会長： 自由記述部分は、このアンケートに回答した人が個別に記述欄に書いた内容が記載されています。

結果の考察にあるように、今回のアンケートは、答えたい方が積極的に回答している、というバイアスがかかっていることを前提としていますので、懸念されている点は問題ないかと思われます。初めからこのような枠内での調査で、伊達市の状況を簡単な手法で確認する、というものですので、令和3年度の無作為で階層化し実施したアンケートとは異なる、という前提で公表されるものになります。

遊佐委員： 今回の結果は、今の時代を映しているように感じました。パートナーシップ制度について、10代は知っている人が少ない。やはり10代はまだ行政や社会への参加の機会が少なく、自分の周りで男女差別があるということを体験していません。パートナーシップ制度に対しても、それを必要とする社会の状況を知らないため、このような結果になったと思います。

20代以上になってくると少しずつ興味が出て、年代が上がってくにつれ、女性差別等様々な経験をしてきて、それを良くしたいと思っている人たちが回答しているため、今回の結果に表れたと思います。さらに取組みを続けていけば、このような方たちが全体に広がっていくと思います。

小野委員： 最後の自由回答記述内容について一通り読ませていただきましたが、強烈な内容を書いている人もいれば、なるほど、と思える内容を書いている人もいました。

34 ページの中段の「男女差のない社会とは～」という 40 代女性が書いた内容は、非常に考えさせられるものだと感じました。

39 ページの上から 2 つ目の 20 代男性の意見も共感、感心する内容でした。有意義な意見だと感じました。

鈴木委員： 私も 34 ページの「男女差のない社会とは、無理矢理に女性を活躍させようとはばかり躍起になることではない」という意見に共感しました。

前回の審議会でもお話させていただきましたが、私は労働組合をやっており、私が勤める会社では、2013 年に大幅に女性社員の人員削減を行い、現在は組合が 287 名、そのうち女性が 29 名で 1 割程度となっております。

その中で、少数派である女性の意見を多く取り入れるため、執行部に入って欲しいと話をする際に、「女性だから」という伝え方だと受容されにくいと感じていました。

前回の審議会でこのことをお話ししたとき、「女性だから」ということではなく、その人に活躍してほしい、ということを手際よく説明すると良いのでは、というご意見をいただき、9 月に労働組合の定期大会があった際、8 名いた執行部へ女性 1 名に入っていました。

女性だからということではなく、一緒に活躍してほしいということを伝え、活動を広げていくことが大事だと思いました。そういった意識がある方を増やしていくことが必要だと身をもって体験しました。まさに 34 ページのご意見のとおりだと感じました。

会 長： ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

沢田委員： 今回の WEB アンケートは、若い世代が様々な意見を出しやすい状況で実施されたというのがとても有意義だと感じ、興味深く拝見させていただきました。

問 4 で「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべてバランスよく行う”を理想と回答した人と現実の割合のギャップが小さくなった、とお話がありましたが、このバランスをとるために、人によっては何かを諦めたり犠牲にしたものがあつたのではないかと、個人的に気になりました。自分の意識だけではどうにもならないことに対して社会的にどうしていくか、というのが必要なので、企業との連携が不可欠だと思います。そこを強めていくことができると良いと思いました。

会 長： ありがとうございます。

また何かご意見がありましたら、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それでは「(2) 市の申請書等における性別記載欄について」の説明をお願いします。

事務局： ～資料3-1、3-2を用いて説明～

会 長： ありがとうございます。これについて委員の皆さんから何かご意見・ご質問はございますか？

会 長： 一つ確認させていただきたいのですが、市民生活部は、「(ほか法律に基づく様式等約94件)」と記載がありますが、他の部はそういった様式はないということでしょうか。

事務局： 市の条例、規則、要綱等に基づく様式を報告いただいています。

会 長： それでは市民生活部以外は、市独自で性別記載欄の有無を検討できるということでしょうか。

事務局： 市民生活部の「法律に基づく様式等」は、戸籍法等で直接規定されている様式等を指していますが、他の部でも、市の条例で規定されているものであっても、法律や県の条例等に基づく場合があり、市の裁量がない様式も含まれています。

会 長： それでは市民生活部の約94件以外にも、法律等で縛られており、伊達市の今回の取組みでは変えられない様式も含まれているという理解でよろしいでしょうか。

事務局： そうなります。具体的な数は把握できておりませんが、かなりあるかと思われます。

酒井委員： 資料3-2の4(2)について、記載例で「答えたくない場合は記入不要です」や「自認する性をご回答ください」とありますが、このようにした場合、弊害はないのでしょうか。

事務局： こちらはあくまで可能な場合の対応となります。

例えば市で実施しているアンケートでは、「その他」の項目を設け、「自認

する性をご回答ください」と記載することがあります。

一方、医療に関係するものや性別によって配慮する必要がある場合等は、記載例③のように「戸籍上の性別をご回答ください」といった記載を加える必要があるかと思われます。状況によって各部署での判断が必要になります。

浅尾委員： 資料2の38ページの上から6番目と7番目で、「体の性と心の性がある、差別と区別がごちゃまぜにしなければならない」、「差別と区別、ごっちゃになっている人がいるように感じる。出来ることできないこと能力的なこと身体的なこと、どこまでが区別なのか差別なのか。わかりやすく啓発してほしい」という意見がありました。性別の記載は、気を付けて取り扱わなければ、差別か区別か分からなくなってしまいます。

一方で、それぞれの施策や用途に応じて変えていくことは必要だと思います。資料3-2の【性別記載に業務遂行上必要性がある場合】「統計上、収集する必要がある場合」では、施策に反映する上で、性自認が男女どちらでもない方がどう考えているのか抽出する必要があると思います。その場合には「自認する性をご回答ください」という記載が必要だと思われます。

また、「医療上、収集する必要がある場合」や「本人確認のため収集する必要がある場合」等は、厳密にルールに基づいて運用する必要があるため、戸籍上の性別の記載が必要になります。やはり使い分けが必要となりますが、それを各担当部署の判断にゆだねるのか、協働まちづくり課がある程度関わって、ガイドラインを作って運用していくのかが重要になってくると感じました。

会 長： ありがとうございます。

今のご意見に関連して、資料3-2の「性別記載に関する基本方針」に、なぜ性別を尋ねるのか、目的を記載するよう一文入れると良いと思います。場合によっては男女二択の回答や、自認する性を回答してもらうもの等、異なると思うので、「このような目的で性別を尋ねます」と入ると良いかと思います。

また、様々な自治体で性別記載欄の方針が作られていますが、性別記載欄が必要かどうか分かるようにフローチャートを作り各課に提示するのも良いと思います。

フローチャートは一度作っても不具合があることも多く、修正する必要があるかと思いますが、作る過程で具体的に場合分けすることができるので、作成できると良いと思います。

会 長： 性別記載で「その他」というのも、自分が選択するのは抵抗があるという方もいらっしゃると思います。工夫が必要ですね。

遊佐委員： 私もそう思います。「その他」は普通ではない人、というイメージがありますが、体と心の性が一致しないだけで、普通の人間なので、抵抗がある人はいると思います。

事務局： 会長が先ほどおっしゃったように性別情報を収集する目的を記載すれば、自認する性や戸籍の性どちらで回答するか判断ができると思いますので、「その他」を記載しなくても良い場合があるかもしれません。検討したいと思います。

会 長： 性自認が男女どちらでもないという方もいらっしゃるのも難しいですね。「その他」の選択肢を完全になくすということはできないと思うので工夫が必要かと思います。

アドバイザー： 男女共生センターで実施する事業の申込み等で、昔は性別欄を「男性・女性」としていましたが、やはり性的少数者の方たちのことを考え変更しようとなった際に、「男性・女性・その他」とすると「その他」も違和感があるという話になり、「いずれにも当てはまらない」などの書き方をしています。

以前福島大学の前川先生にご相談したときに、「人によって感覚は違うため、「その他」でも問題ないのでは」というアドバイスをいただいたこともあり、担当者が悩みながらも臨機応変に対応しておりました。

センターは県の指定管理で事業を行っているため、県から男女比の確認を受けることが多く、性別を記載してもらう機会が多いです。

男性も女性もいずれにも当てはまらないといった方は存在するので、「その他」のような項目自体はあった方が良くと思います。

男女だけの選択肢だと、困ってしまう方や拒絶する気持ちになる方もいます。特に伊達市は、パートナーシップ制度を県内で先駆けて導入しているので、より丁寧に対応されるのが良いかと思います。

会 長： ありがとうございます。

それでは「(3) 審議会等における女性委員の割合について」の説明をお願いします。

事務局： ～資料4-1、4-2により説明～

会 長： ありがとうございます。これについて委員の皆さんから何かご意見・ご質問はございますか？

会 長： 資料4-2に、起案時に協働まちづくり課に合議とありますが、最終決定する前に協働まちづくり課で確認し、委員の再考を求める余地はあるのでしょうか。決定後に回ってくるのであれば、今年も達成できませんでした、で終わってしまいます。早い段階で協働まちづくり課が確認し、担当課に再考を求められると良いのですが難しいのでしょうか。

事務局： 各委員の選任は担当課にお任せしておりますが、今回、委員改選予定時期を把握できたため、各課が委員を決める前にこちらからアクションを起こせるようになったのが大きいと思っております。

しかし、様々な事由で女性委員30%以上とするのが厳しいこともあります。意識を持って委員を選出し、達成できなかった場合はその結果を当課にあげていただく。その場合は資料4-2にあるように、起案時の合議の際、やむを得ない事由により達成困難な場合はその内容を明示してもらうようにしております。

意識を持って委員の選任に取り組んだが達成できなかった場合は、やむを得ないという判断をしております。

会 長： 上層部から、市としてこの目標を掲げています、と各課に言っていたかかないとなかなか達成は難しいと思います。

事務局： 令和3年度の女性委員の割合が19.9%という状況から、少しずつ改善されてきたところで令和6年度は19.7%という結果だったため、重く受け止めたと思います。

会 長： 資料4-1の調査結果は各課に提示しましたか。

事務局： 委員数と女性委員の割合は提示してりましたが、委員改選予定時期や選出方法については各課に提示しておりません。

会 長： 取扱要領と一緒に各課に渡しても良いですね。

事務局： 調査した結果ということで、そのような形で各課にお知らせしたいと思います。

会 長： 目標を掲げてもなかなか上手くいかないのが難しいですね。

事務局： 財産区管理会は、委員 77 人中女性が 0 人となっており、数値が改善されない一因となっています。他自治体の財産区管理会は温泉の管理等を行っているところもありますが、伊達市の財産区管理会は主に山林の管理を行っており、そこに女性の役員が入るのが困難な状況にあります。昔から財産区管理会は女性が 0 人という状態が続いており、ここに女性が入っていただいただけだと数値が改善してくると思うのですが、産業部に情報提供はしていますが、なかなか改善が難しい状況です。

男女共同参画審議会のように女性が半分程いる組織が増えると良いのですが、課題が多くあります。

今回初めて各審議会の改選時期が把握でき、人選が始まる前に各課に女性委員の登用について周知できる体制がとれるようになりましたので、女性委員の登用促進を進めたいと思います。

会 長： 大きな一歩ですね。

遊佐委員： 私は婦人会の会長をしているのですが、社会状況が変わり、近年婦人会の役員や会員のなり手がおらず、地域の婦人会がどんどん解散していている状況です。

市の審議会等の委員を決める際、女性団体からの推薦として婦人会に推薦依頼が来ることが多くあります。来年度婦人会は、月舘と上保原と保原だけになる予定で、これまでどおり推薦依頼が来ても、人を出せなくなってしまう。

婦人会の存続のために団体として考えていかなければならない時期でもあるため、婦人会以外の女性団体にも目向けていただきたい。市内の女性団体を調べて、そちらから委員の選出を検討していただきたいです。

会 長： ありがとうございます。

皆様から何か女性委員選出についてのアイデアはございますか。

山田委員： 私も資料 4-1 の中で委員となっている審議会があり、畑違いの部門からも就任の依頼をされ、訳が分からないまま会議に参加したこともあります。

私は男女共同参画審議会に出ているため、市で女性委員 30%以上の目標を掲げていることが分かりますが、他の女性の方が急に委員就任依頼をされたとき、何かの役職に就いているから声をかけられたのだらうとしか思わないと思います。

伊達市が女性委員の登用促進をしていることを明示した上で、委員の依頼をしていただけると理解を得やすいのではないかと思います。

会 長： ありがとうございます。
他に何かご意見はございますか。

会 長： それでは「(4) その他」について、事務局より何かありましたらお願いします。

事務局： ○県内のパートナーシップ制度の近況報告

- ・福島県、本宮市で令和6年9月2日にパートナーシップ制度を導入
- ・県内59市町村のうち14市町村で、福島県でパートナーシップを宣誓した方に対し、市営住宅の入居等、一部行政サービスが受けられるように対応している。
- ・10代のパートナーシップ制度の認知度が低いことがWEBアンケートによって明らかになったため、若い世代への周知に力を入れていく。

○親子料理体験会、映画上映会の結果報告

<親子料理体験>

- ・令和6年9月29日、つきだて交流館もりもりで親子料理体験会を開催
- ・男性の保護者と小学生を対象に、農園キーマカレーづくりを実施
- ・定員10組で申込時点では定員に達していたが、当日キャンセルがあり、参加者は保護者8名、小学生9名となった。
- ・野菜の収穫から調理、片付けまで参加者が行い、料理に不慣れな方も親子で協力して取り組んでいる姿が見られた。
- ・女兒の参加が多かったため、男児の興味を引けるような工夫が必要

<映画上映会>

- ・令和6年12月8日、伊達ふれあいセンターで映画上映会を開催
- ・「おいしい家族」という多様性をテーマとした邦画を上映
- ・定員60名程度の募集に対し、62名の申し込みがあった。
(当日参加は46名)
- ・若い世代の参加が少ないため、次年度は家族向けの映画を選定する等工夫が必要

会 長： ありがとうございます。
本日予定されておりました議事が全て終了となりますが、委員の皆様から何かございますか。

会 長： それでは進行を事務局にお戻しいたします。

司 会： 藤野会長ありがとうございました。

6. 閉会

司 会： 以上で、令和6年度第2回伊達市男女共同参画審議会を終わります。
皆様それぞれのお立場からの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
ました。